

〒162-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室 RAIK内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: raik@kccj.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

第39回全国協議会●開会礼拝●(2025年1月23日)

小さくされた者と共に

●米澤澄子

(関西代表者会議/日本自由メソヂスト教団総会議長)

そこで、王は答える。「はっきり言うておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」(マタイ 25章 40節)

今、お読みいただいた聖書箇所は、短いですが、その前の31節からの続きです。25章の31節から46節は、終わりの日の裁きを述べています。33節の王はイエスであり、わたしの父は、イエスの父である神です。

イエスの兄弟である、最も小さな者とは、飢えていた人、渴いていた人、旅をしていた人、裸の人、病気の人、牢に入れられていた人です。

日本ではいま現在、世界の飢えて渴く人びとと比べると、飢えるのも渴くのもはるかに軽く、飢え渴いている人は僅かかもしれません。しかし、一見食べているように見えても、物の値上がりと収入がわずかしかない人では、十分に満腹するまで食べられないこともあります。

日本の国では、上水道制度が発達していて、公園でも水道栓をひねると、飲めるきれいな水が出てきます。しかし、現代のアフリカ・アジアの国々や聖書の世界では、飲める水を得るのは大変な苦勞です。

飢えている人・渴いている人は、食べ物がなく水がなく、まさに体が飢えて渴いている人のことですが、心が飢えて渴く人も含めて考えることもできます。心が飢えて渴くのは、経済的に豊かな人も、一

見普通に生活しているように見える人も、その心と体は飢えて渴いているのかも知れません。特に、日本の現在社会では、心が飢えて渴いている人びとが多くいます。一人暮らしの高齢者では、一日ほとんど人と話していない人もいます。心を開いて話す友がなくて飢え渴く人もいます。すぐるべき人もいないくて、誰も助けてくれる人もいない、そのどれもが、心の飢えと渴きの原因となります。

イエスは、その人生の全てを、父なる神により頼ってこられました。十字架上の最後の時、「私の神よ、なぜわたしをお見捨てになるのか。なぜわたしを遠く離れ、救おうとせず、呻きも言葉も聞いてくださらないのか」と、叫ばれました。十字架上の孤独は、心の飢えと渴きに相当し、十字架上で痛みや恥以上に辛いものだったと思います。

イエスは最後の時に、心の飢えと渴きを体験してくださいました。

旅をしていた時、宿もないのは、イエスが生まれた時、泊まる宿屋がなかったように、今、日本にいる外国籍の人びとの、定住できる家、宿屋が制限されています。

一つは、収入基準に合うこと。大阪府の府営住宅

は、次の条件を満たすと入れます。と言うことは、条件を満たされないと入れません。

二つ目は、自ら居住するための住宅を必要としていること。

三つ目は、現住所を住民票で確認できること。

四つ目は、過去に府営住宅に居住していた方については、不正な使用（無断退去、滞納など）をしたことがないこと。

また、自治体によっては、通常の入居資格以外に、1年以上の在留資格や在留実績があることなど、別途要件を設けている場合があります。

裸とは、心の裸をも意味します。

着る衣服もない、裸の時衣服を着せてくれたのは、寒さをしのぐためだけでなく、人に裸を見られる恥と苦痛をさえぎってくれます。

人を信じて、心のすべてをさらけ出した時、まさに心の裸をさらけ出したのですが、その人に、裏切られた時の悲しさと寂しさとくやしさは、耐えられないものです。

病気の時、治療を受けるために、医者にかかり、病院に入院できる人は幸いな人です。

医者も薬もない人もいます。

2020年8月から、2021年3月6日まで、入管に収容されていたスリランカのウエルシユマ・サンダマリさんのように、医者に見せることもかなわず、亡くなった方もいます。

戦場では、戦場から逃れてきた人や、難民キャン

プにいる人は、医療の恩恵も受けられないかも知れません。

大きな病院で、高度医療を受けていても、説明がなく、説明されても言葉が分からない人もいます。

牢に繋がれている人には、自分の犯した罪を理解できない人、後悔しても誰にも聞いてもらえない人、冤罪で繋がれている人など、いろんな人たちがいます。

これらの人びとを尋ね、話を聞き、話をして、慰めることが出来るなら、助けることが出来る人もいます。

また、病の人も、牢につながれている人も、話を聞いてもらうことで、一時、心に平安を得ることもできます。

難民の方々となつなごうておられる、カトリックのシナピスの方々の、良き働きを思います。

私たちの日本自由メソヂスト教団は、教団としての働きはありません。それぞれの教会で、またそれぞれの牧師や信徒たちが、小さな働きしかできませんが、より小さくされた方々に何らかの手を差し伸べています。

わたしたちに出来ることは小さなことに過ぎませんが、小さなことの積み重ねが、小さくされた方々の喜びとなり救いとなることを願っています。

わたしたちも神から、良くやったと声をかけられることを目指します。

「お前たちは、自分だけが安全な場所にいる」と言われぬように、私たちに出来ることをします。

◆2025年1月23～24日、大阪の在日韓国基督教会館（KCC）で第39回外キ協全国協議会を開催。主題を「在日コリアン・移民・難民と共に生きる教会」とし、①2023年・24年「改悪」入管難民法に抗し、「外国人住民基本法」「人種差別撤廃基本法」「難民保護法」の実現に向けて教会の課題、市民社会の課題を確認する／②在日コリアン・移民・難民と共に生きる地域社会をめざし、各地域の教会ネットワークを拓げる／③指紋拒否に始まる外キ協運動 39年間の到達点を確認し、新たな宣教プラットフォームを構想する——という開催目的のもと、各地外キ連と加盟教派・団体の代表者たち52人が集まって協議した。

◆二日間にわたる全国協議会では、開会礼拝：米澤澄子さん／発題①：森本宮仁子さん「IKUNO・多文化ふらっと」／発題②：金秀煥さん「ウトロで終わらない、ウトロの話」／発題③：佐藤信行さん「外登法・入管難民法に抗して39年」／公開講演会：李相勲さん「在日大韓基督教会の宣教論と外キ協運動」／聖書研究：渡邊さゆりさん「流動する民の物語に聴く」／発題④：各地外キ連「外キ連としての2025年活動計画と今後の中長期課題」／発題⑤：各教派・団体「2025年活動計画と今後の中長期課題」——を受けて、「2025年活動計画／2024年会計報告と25年予算と人事」「第三期外キ協構想案」協議した。

◆1月24日夜には、在日大韓基督教会大阪教会で、「地域から多民族・多文化共生の天幕をひろげよう」という主題のもと、全国集会を開催し、全国各地からのオンライン参加者も含めて100人が参加した。

◆外キ協は来年2026年1月に結成40周年を迎えるが、新たな第三期外キ協運動を開始すべく、その準備を始めた。

流動する民の物語に聴く

<創世記 30 章 25~36 節>

●渡邊さゆり

(日本バプテスト同盟 駒込平和教会牧師)

自己紹介

日本バプテスト同盟駒込平和教会で牧師として働いています渡邊さゆりです。マイノリティ宣教センターで共同主事もさせていただいています。よろしくお願いします。

今朝、創世記 30 章 25~36 節をお読みし、この箇所からさまざまな思いを互いに共有したいと思います。

わたしがこの聖書箇所を選んだ理由は、いつか身を寄せていたヤコブが「家族」という枠組みの中に没入させられていったことが書かれているからです。ヤコブは逃げたつもりでした。しかし、結局は「家族」の縛りの中で、彼自身も「家族」の権威を握り、生き残ります。一方、ここには存在しないかのようにされている人びとについて見渡し、記念することを目指し、この箇所を選びました。

わたしは、アトゥトゥミャンマーという任意団体の共同代表として奉仕しています。来週、ミャンマーの軍事クーデターから 4 年目を迎え、今週は全国各地で関連集会が開かれています。そのような重要な「時」にここに立たされているということを実感に受け止めつつ、今「支援」や「課題」という言葉が見えなくなっているものがあるのではないかと、この自問からこの聖書箇所を選び、読み返していこうと思いました。

わたしが連なっている日本バプテスト同盟は、ミャンマーにおけるキリスト教プロテスタントの最大規模の教派であるミャンマーバプテスト連盟と MOU (合意文書) を 10 年前に交わしました。今から 37 年前の軍事クーデター以後、日本に逃げてくるエスニック・マイノリティである「ミャンマー」・クリスチャンたちが宗教的コミュニティ形成をする過程から学ばされてきました。そのプロセス、経緯の総括は、今後なされていくべきだと思います。なぜならば、そこには「支援」の真価を問うこともなく、また日本におけるエスニック・マイノリティの

問題とジェンダーの問題が同時に語られることもありませんでした。今回の協議会に、日本バプテスト同盟の代表者が欠席していることをわたしは憂慮しています。モヤモヤとした思いの中で、この聖書を読んでいるということを、まずお伝えしたいと思います。

聖書研究をするのに、自己紹介や、個人的なモヤモヤは不要で、蛇足だと思われる人もいられるかもしれません。しかし、そういう視点が聖書の中からたくさんの方たち、マイノリティを消してきたと思います。「客観的」な解釈こそが、できるだけ多くの人に対して「福音」となり、「有効である」という規範は、「確かな史実、事実」に基づく聖書の読みが一つあり、それを求めて探求する二元論的（正しいか、間違えているか）です。モノクロの読みです。

個々人の経験から読むことは悪なのでしょうか。福音の真理はそんなことで歪められるほどのものなのでしょうか。むしろたった一つに集約させる力が生み出してきたものを批判し、個々人の「生活経験」の声の隙間に埋め込まれていくことで、聖書は、より立体的な神と人間の関係を映し出すと思います。そして、その神とのやりとりは読者の生活にも食い込んできます。この活動では読者が自らの生活を変更していくことが、期待されています。

聖書箇所 創世記 30 章 25~36 節

25 ラケルがヨセフを産んだころ、ヤコブはラバンに言った。「わたしを独り立ちさせて、生まれ故郷へ帰らせてください。26 わたしは今まで、妻を得るためにあなたのところで働いてきたのですから、妻子と共に帰らせてください。あなたのために、わたしがどんなに尽くしてきたか、よくご存じのはずです。」27 「もし、お前さえ良ければ、もっといてほしいのだが。実は占いで、わたしはお前のお陰で、主から祝福をいただいていることが分かったのだ」とラバンは言い、28 更に続けて、「お前の望む報酬

をはっきり言いなさい。必ず支払うから」と言った。
29 ヤコブは言った。「わたしがどんなにあなたのために尽くし、家畜の世話をしてきたかよくご存じの
はずです。30 わたしが来るまではわずかだった家
畜が、今ではこんなに多くなっています。わたしが
来てからは、主があなたを祝福しておられます。し
かし今のままでは、いつになったらわたしは自分の
家を持つことができるでしょうか。」31 「何を前
に支払えばよいのか」とラバンが尋ねると、ヤコブ
は答えた。「何もくださるには及びません。ただこう
いう条件なら、もう一度あなたの群れを飼ひ、世話
をいたしましょう。32 今日、わたしはあなたの群
れを全部見回って、その中から、ぶちとまだらの羊
をすべてと羊の中で黒みがかったものをすべて、そ
れからまだらとぶちの山羊を取り出しておきますか
ら、それをわたしの報酬にしてください。33 明日、
あなたが来てわたしの報酬をよく調べれば、わたし
の正しいことは証明されるでしょう。山羊の中にぶ
ちとまだらでないものや、羊の中に黒みがかってい
ないものがあつたら、わたしが盗んだものと見なし
て結構です。」34 ラバンは言った。「よろしい。お
前の言うとおりにしよう。」35 ところが、その日、
ラバンは縞やまだらの雄山羊とぶちやまだらの雌山
羊全部、つまり白いところが混じっているもの全部
とそれに黒みがかった羊をみな取り出して自分の息
子たちの手に渡し、36 ヤコブがラバンの残りの群
れを飼っている間に、自分とヤコブとの間に歩いて
三日かかるほどの距離をおいた。

(『聖書 新共同訳』©Japan Bible Society 1987 1988)

登場人物と人間関係

ラバン：ヤコブの叔父、ヤコブの母リベカの兄、
ハラン(カラン)で牧畜を大規模に展開。

ヤコブ：ラケルの夫、レアの夫、ラバンの甥であ
り義息子(娘の配偶者)、ラバンの契約労
働者、エサウの双子の弟、リベカとイサ
クの子ども。ベエルシェバからラバンの
いるハランへ移動。

この物語の登場人物は、ラバンとヤコブの二人の
男です。しかしそれぞれが「家族関係」で接点を持
ち、その関係は複雑に入り組んでいます。ヤコブは
イサクからの祝福を奪い、その権利を獲得したにも
関わらず、そこから離脱したはずでした。しかし彼
の避難先は、母リベカの兄のところでした。ここでの
逃避が、これまでの関係を断絶することができない

現実を表しています。逃げた先でヤコブはどっぴり
とラバンの家族の中に埋没していくのです。無償労
働をしてまでも、この家族の中に自分のプレゼンス
を確立し、母リベカから派遣された先で、次の父な
るラバンのもとで生活することになります。

日本の難民制度については批判が必要です。それ
はこれまでこの集会で重ねて会話されてきたこと
です。その中でも、昨年の全国協議会で吉田舞さん
による「恩顧と従属的包摂——外国人技能実習制度に
おける労務管理」(『社会学評論』284号)に基づく発
題は、重大な問いかけでした。技能実習制度内で起
こった「事件」を解剖する吉田さんの着目点は「雇
用主と実習生との間に見られる擬似家族的な労使関
係」でした。帰国を前提にした法的制約の中で、雇
用主と実習生が「良好な関係」を保つためのフレー
ムは「家族」です。雇用主は実習生を「我が子のよ
うに大切に」します。良い雇い主なのです。その良
い雇い主による恩顧に応じることが実習生に要請さ
れますが、これは相互了解された関係ではありません。
いわば日本の家族制度的な圧は、道徳的で「良
い管理」となるが、それを受ける側にとってそれは
異なるサインを発しています。同じく支援という言葉
の中に包摂される、擬似父子関係も批判の対象で
す。支援者は常に支援資源の権利を保ちつつ、被支
援者をソートするのです。どうすれば、その被支援
者という枠組みから脱出できるのか、その逃走ルー
トまでも示し、過剰支援的に自己決定権を剥奪しま
す。支援を要請しない権利を付与せず、日本社会に
適応できる者づくりに加担するのです。そのために
使用されるのは支援資源の分配と供給の制限です。

ラバンは、ヤコブをレアとラケルという資源によ
って繋ぎ止めました。ラバンは、元々ヤコブの親族
でありながらより近い義父という立場を獲得します。
ヤコブは、ラバンの義息子という立場を得ること
によって、兄エサウからの追跡、イサクが形成したサ
ークルからの離脱を獲得しました。しかし、ヤコブ
は彼を助けたはずのラバンのもとから脱することが
できなくなります。そこに介在するのは、ヤコブが
ラケルを愛したという「ロマンス」によって隠蔽さ
れてしまう、良い雇い主としてのラバンとその資源
である娘たち(妻たち)によるヤコブへの新資源の
供給です。これはヤコブが手にした「支援」であり
ながら、それをもとにこのサークルを脱出しようと

すると、それを封じ込める力が発動されるのです。

ここまでは、ヤコブをラバンとの家族関係により、恩顧を要求される外国人労働者と重ねて読んだ読みです。日本で働く中で、労働が家族ぐるみ、アットホームな環境の中で、労働対価交換以上のものを要求される現実と、支援そのものが日本の家族主義的な発想の押し付けによって継続されることで、実は被支援者を懐柔し、多文化共生的なムードを自分に還元しているだけなのではという指摘については、「今はそんなことを言っている場合ではない」という理由で取り上げてこなかったのではないのでしょうか。しかし、親切にされた、親身になってくれた、助けてくれた、と証言する被支援者は、では、彼女ら彼ららしい日本で暮らす一人として自己決定が拡大されているのでしょうか。何がなくてもお金が大事、何がなくても強い在留資格がないとダメ、のもとで、実は日本的家族観がデフォルトとなって、押し付けられてはいないのでしょうか。このテキストの読み返しはここでは終わらないのです。

テキスト解釈の前提

旧約聖書の言葉は、歴史的、文化的影響を受ける人間の手によって紡がれました。ユダヤの人びとの経験、神についての語りを記録し、編集し、特定の意図を持って加筆、再編集されています。それが、律法、預言、そのほかの文学的文書として維持され、宗教的文書として名付けられ、「神のことば」として受け継がれてきました。聖書のことばは神の言葉であるとの証言は、信仰証言であり、反省であり、覚悟であり、決意です。

文書の編集、解釈は、識字力があり、ごく限られた宗教的サークル内の権力を有している男性によって行われました。特に、男性によって行われているため、当時と、そしてそれを受け継いだ時代と、現代に至る男性中心主義の主張が収録されています。本来、これらを「解釈」する当事者が、男性の場合はその社会的ジェンダー規範から免れ得ず、編集の意図に沿った結論に誘導される危険に晒されています。そのことを度外視した解釈は全て、現代社会における女性差別に加担し、キリスト教における性差別を増幅させる機能を有していると言えます。

旧約聖書は、キリスト教によって、イエスの物語、使徒たちによる教会文書に関連する「古い」宗教文書として「正典」化され、19世紀以降は歴史的批

評のもと、複数の入り組んだ資料、伝承により構成されたものとされてきました。旧約は、新約の予型とみなして解釈することが現代においても「通例」とされています。しかしその視点こそ、前述の女性差別に加担し、性差別を増幅させる機能を有する解釈の果実です。

正典化された聖書文書は何を基軸に生成、編集されているのでしょうか。

非ユダヤ人、成人ヘテロ男性以外、男性に協力的ではない者、ヤハウエ神への非礼拝者、非健常者、そしてこれらが複合的に、交差的に入り混じっているはずなのにどれか一点を強調されている者を除いた、ユダヤの民（本来はそのような人は至極僅かなはず）のみが、「神のみ心になう」選ばれた民で、その加護のためにヤハウエは働くということを経軸に正典化がなされています。

では、聖書はそもそも、差別的で、もはや読む価値など一切ない、マジョリティの文書なのかというと、そうではないと私は考えています。なお「物語」の中に、不可視化されているマイノリティがサバイブするためのエッセンスが残されていると考えているからです。排除には排除の痕跡が、隠蔽には隠蔽の痕跡が、そして存在には存在の痕跡が必ず残され、それを見つけ出すことが未来に託されているからです。その未来に託された作業を選び取るかどうか、それこそがマイノリティ宣教が課題とするテーマです。つまり、マイノリティの存在、闘いは、いかなる力を持って消そうと思っても文書内で蠢いている、そこに信頼をして解釈作業を行います。

この物語の表層には女性が登場しないが、それは通常のことです。しかし、実際にこの物語が示していること、物語の描写そのものに女性が皆無であるはずがありません。後景化された女性たちは、関連テキスト、周辺地域の宗教文書、現代の「私たち」の文脈と「私の経験」から読み入ることで、その埋め込まれ方、闘い方に遭遇することができると思っています。では、聖書を読んでみましょう。

この話に女はいないのか

この話は、ラバンとヤコブの駆け引きのように読める話です。しかし、この話の直前の記述に注目します。そこでは、ヤコブの子どもたちの誕生物語が描かれています。誰によって誰が生まれたのかというリストです。このリストと、家畜が増える話が、今回の話を挟んでいる形になっています。

I Gen29:31-30:24
レア、ジルパ
ラケル、ビルハ
によるヤコブの子どもたち

Gen30:25-36
ラバンとの交渉

2 Gen30:37-43
ヤコブの取り分の繁殖

編集上でそのことが意図されているのかどうかはわかりませんが、ここでそれを検討する必要はありません。現存するテキストの配置のため、読者は、拘束された読みに促されていきます。ラバンーヤコブの父権の継承、独立を中心に「子孫繁殖」がそれを取り囲んでいることから、私たちが何を受けるのかを考えるべきです。子孫繁殖によって男性（ここではヤコブ）が地位を確立します。ヤコブにとって子孫とその子孫繁殖に関わる女（レア、ジルパ、ラケル、ビルハ）は重要な財産です。独立父権は、このような女と子どもへの支配を原資として確立されます。ラバンとの交渉の鍵は、レア、ジルパ、ラケル、ビルハ、とその子どもたちの所有権は誰のものか、家畜の所有権は誰のものか、つまり女をめぐる男たちがその所有権を主張している話です。ヤコブの自立、ラバンのヤコブの拘束の権利は、ラバン、ヤコブの「実力」に依拠しません。繁殖に関わるメスにあるのです。つまり、メスを所有し支配する権利がここで争われているのです。

女がいないように感じられますが、この話はメスを巡って男たちが争っており、男たちの自立が女に依存していることを露呈するものです。

複合差別という名前で移民女性、被差別女性の問題を男たちが熱心に話し合う現場で、黙って話を聞いている女性たちのなんと多いことでしょうか。また何か発言しようものなら、その言葉を繰り返し男たちがあらためて説明すること（マンスプレイング）や、そこで出された議題をあたかも自分の発明したことのように取り上げるマウンティングの場面のなんと多いことでしょうか。これらは、要するに当事者搾取のさらに先をいった当事者依存の支援者の姿です。

- >この父権と富の蓄積を維持するために女性は子孫を残す必要がある
- >子孫繁栄のためのパースコントロール権は男性側にある
- >より「強い種」を維持するための操作権は「賢さ」とされる

この物語は「ラケルがヨセフを産んだころ」のこととされています。ヤコブはヨセフの誕生を機にラバンのもとを離れようとしたが、それはなぜでしょうか。ヤコブは元々ラケルとの婚姻を望んでおり、ラバンによってラケルとの婚姻のための労働が強要されていました。ヤコブは兄エサウ、父イサク、母リベカのところには帰還できない事情があったのです。ラケルとの婚姻にそこまでこだわる必要がそんなにあったのかというのは実のところ「？」です。レアがヤコブに害を及ぼすことはなく、むしろヤコブとの間の子どもを産んでおり多産な女性です。レアで十分なのに、不妊がちなラケルを求めることを「ロマンティックイデオロギー」で解決するのは、至極現代的な「恋愛至上主義」的読みにすぎないと思います。ヤコブが不妊がちなラケルを欲する謎のは、この不妊がちなラケルからも汲み取ろうとした、という読み方の可能性もあるのです。もう、とことんまで使い果たすそのコントロール力によって、描かれていない女たち、メスとして男の財産の蓄積に関与させられる女たちがいるのです。

この聖書箇所のお気持ち悪さ

読者はヤコブの味方になってここを読みます。ヤコブの物語は冒頭からヤコブに注目するように構成されています。そして、十分に「勤め」を果たしたはずのヤコブが、いつまでも義父であり叔父の支配下に置かれることを快く思わないように読者はリードされ、その延長線上でこの物語を読みます。

ヤコブの主張1：独立宣言 ラバンの家のものからの独立の要請

わたしを独り立ちさせ
生まれ故郷へ帰らせてください
妻子と共に帰らせてください

ヤコブの主張2：単色ではない羊と山羊をヤコブのものとする

ぶちとまだらの羊をすべてと羊の中で黒みがかかったものをすべて、まだらとぶちの山羊をわたしの報酬にしてください。

ヤコブの主張は、変更されました。独立要請から

繁殖力の高い家畜（ラバンにはそのことを伝えていないようだが）を所有することと引き換えに、引き続きラバンの家畜の世話をを行うことへの変更です。

ヤコブは、妻子を連れてラバンのもとから脱出しなくてよかったのでしょうか？ ヤコブがラバンのもとから、話し合いによって脱出することを第一目的としているのではなかったことが、ここに露呈されています。

ヤコブはこのあと、ラバンから離れ旅に出ますが、話し合いでは出ていきませんでした。話し合いは、ラバン側の「引き留め」と「欺き」で破談になりました。これでヤコブは正々堂々と、ラバンから離脱できるようになりました。ラバンの欺きは、ヤコブの逃亡の正当性を補強しました。ヤコブは、かつて自分が兄を欺いたことによって逃亡するのですが、今度は、ラバンの欺きによって帰還します。往路は欺きの行為者として、復路は欺きの被害者として。この循環がまるでヤコブのかつての欺きを放免するもののように思えますが、いわば、父権奪取とは欺きでしかないことを読み取る必要があるでしょう。この制度がある限り、欺きは続くのです。

こうして、欺きによってヤコブは新たな権利を獲得しました。もうこだわりのラケルもラバンのものではないと言い切れるようになったのです。ヤコブは彼に必要な財産が十分に整ったところで、脱出しました。ヤコブ自身は決して「難民」でもなければ強制労働を余儀なくされた人物でもなく、むしろ、彼が財産化したものの支配者として流動するのです。財産を持って動くことなど本来は難しく、遊牧者らが常に農耕者らよりも財的には貧しい立場にあったことを考えると、ヤコブは牧畜者でありながら財産を獲得しようとする挑戦をしています。結局、彼は牧畜者でありながら、エサウとの再会を経て定住者になっていきます。彼は財産を蓄積し、そこに富を積み上げる家父長となりゆくのです。彼が流動を止めるために、多くの財産を蓄積しそれを最大限携えて定住地を求めるとき、そこには女のメス化が起こるのです。もはや、ヤハウエは、むしろラバンと肩を並べる父権者です。

父権者になることを目指させる帰化という包摂

私は月に数件の在留資格申請、変更申請、期間延

長申請などの伴いをしてきました。親身になって話を聞き、本人が望む結果が得られるようにと頭と一緒に抱えて、必要な書類を整えます。保証人が必要であればそれも担います。その度に私は自分が誰であるのかを証明します。いくら税金を支払うことができ、どこにどのような名前で住み、何をして生計をたて、この人との関係は何か、ということを書き続けるのです。ミャンマー軍事クーデターの後から考えるとその数はゆうに50を超えています。できるだけ、長く、そして安定的な在留を求める人が多いです。

しかし、その度に、ここで確かめられていることは、実は「あなたはいくらメスを所有し、今後の生活も日本の福祉制度に依存せず、誰の助けも借りずに生きていくことができるのか」であり、何かの時には、たまたまあなたに親切をする日本国籍者を頼れるぐらい友だちがいるかどうかです。どれぐらいたくさん子どもを所有しているか、子どもを産むことができるメスという財産があるか、ぶち、まだらの家畜を所有しているか、それらをコントロールできているか、そういう父権力が確かめられていることに気づくのです。

つまり、ラバンとヤコブの系譜に入るためには、その周りでどれぐらいの子孫繁殖を可能とするか、しかもその子孫とは常にラバンとヤコブの枠の中に参入する従順と忠誠があるかどうかを試されているのです。

まさに日本での滞在は、ポイント制となっており、日本の世話をすることができる（納税し、福祉は非利用）、日本の制度内で労働力となりうる（文化的適応のアビリティ）、不要になった場合には帰国する力があることが求められ、非日本国籍者は、常に定着するために緊張を余儀なくされる父権化された流動する民とされるのです。故に、その民の女性差別のメカニズムは増強され続けているのです。

話し合いの手掛かりとして

- 戸籍制度の廃止
- 難民、移民であることよりも、居住地域国籍者であることのほうが、利点がある制度の常態化を問う

2025 年／第 39 回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会宣言

私たち「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）は、2025 年 1 月 23 日～24 日に第 39 回全国協議会を在日韓国基督教会館（KCC）において開催しました。「在日コリアン・移民・難民と共に生きる教会」との主題のもと、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体の代表者ら 52 名が参加し、「外国人住民基本法」「人種差別撤廃基本法」「難民保護法」の実現と、在日コリアン・移民・難民と共に生きる地域社会の形成に向けて、在日コリアン・移住者の歴史と経験に聞き、指紋拒否に始まる外キ協運動 39 年の歩みと到達点を確認し、教会・市民社会の課題を担う新たな宣教プラットフォームの構想をめぐり意見を交わしました。

協議会ではまず、5 人に 1 人以上が外国籍住民のまち大阪市生野区における、多文化共生のまちづくりの実践を学びました。子どもたちを通して、日本社会の課題に気づかされ、問われながら、民族保育に取り組んでおられる地域の諸保育園。誰もが暮らしやすく、誰一人取り残さないグローバルタウンの拠点として、学習サポート教室「DO-YA」の運営や、「いくの万国夜市」の開催などに取り組んでおられる「NPO 法人 IKUNO・多文化ふらっと」。地域・企業・大学などと連携しながら、地域全体で、共生社会を実現していこうという力強い姿勢が伝わってきました。

京都府宇治市のウトロ地区の歴史からは、差別や分断を乗り越える力と、希望をいただくことができました。「ウトロ平和祈念館」には、差別や偏見に晒されながらも、諦めずに、自分たちの尊厳を訴え続けた在日コリアンの人びとと、それを自分たちの課題として立ち上がった日本人の人々との、共働の実践が紹介されています。差別や分断を乗り越えてつながっていくことの喜び、共に生きることの素晴らしさを、教えていただきました。

在日大韓基督教会は、在日コリアンとしての民族の苦悩を己の苦悩として受けとめ、この世に今も生きて働きたもうキリストの救いが生の全領域における抑圧からの解放であるとの宣教理解となりました。そして、在日コリアンとして生きる青年たちの熱情に導かれ、多民族・多文化共生の実現と、全ての尊厳が尊重されるためにキリスト教は世界に変革をもたらす責任を負っているとの宣教理解のもと、教会全体で外登法抜本改正運動に参加していきました。抑圧する側も共に解放されることを日本社会に向かって呼びかけることから、エキュメニカルな連帯が形作られました。外キ協運動もこの呼びかけに応えることから始まりました。こうして広範な連帯のエネルギーによって指紋押捺制度の全廃を勝ち取るに至りました。

また聖書の読み直しを通して、難民・移住者への支援において、被支援者の自己決定権を否定する疑似家族的関係が形成され、在留資格を取得するために女性を資源と見なす父権制への包摂（帰化）が要求されることの問題性を認識しました。

外キ協は、来年 40 周年の節目の時を迎えようとしています。1980 年代初頭に本格化した在日コリアン、そしてさまざまな国籍の外国人住民による指紋押捺拒否の動きは、各地外キ連の発足、さらには 1987 年の外キ協の結成へと至りますが、その一つの到達点は 2000 年の指紋制度全廃と言えます。不当な差別や管理に否を唱える個々人の決断が、日・韓・在日教会における宣教課題となり、ネットワーク形成を生み出していったのです。

やがてその視座は、グローバル化の中で増大する移住外国人労働者に移っていくこととなりました。様々な国際人権条約から多くの示唆を与えられつつ作成した「外国人住民基本法」の制定こそが人権を守り、多民族・多文化共生社会を形作る根源となるとのビジョンが、外キ協第二期の中核です。

地方の隅々に点在する外国人住民の生活に対しては、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、入管難民法の改悪（2023 年・2024 年）ばかりか、「言葉」「制度」「就労」の三つの壁が立ちはだかっています。その一人ひとりが真実に社会の一員となっていく中で、正しい歴史認識、人権感覚、尊厳回復が果たされることを信じるものです。

こうした歩みの中で外キ協は、外国人住民と「共に生き、共に生かし合う」関係を築く課題が、マジョリティである日本人・日本社会の歴史のおよび現代的問題であることを認識し、各地外キ連、加盟教派・団体の水平的関係のもとでそれぞれの経験と取り組みを共有し、運動の道を切り開いてきました。

これらの到達点をふまえて、外キ協は第三期の新たな宣教プラットフォームのあり方を検討し、2026年に新たな態勢と展開を提案することを目指します。

私たちは今日、在日大韓基督教会大阪教会を会場に「第39回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者集会」を開催し、現状の課題を確認し、共なる解放をめざす新たな福音宣教の歩みを踏み出すことを決意します。

2025年1月24日

第39回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会 参加者一同
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

外キ協 2025年活動計画

A. 基本方針

(1) 2023年6月に国会で成立した「改定」入管難民法、すなわち劣悪な難民認定制度のもとで2回、3回と申請せざるをえない難民申請者や、未登録の外国人住民を国外追放しようとする改悪法が、2024年6月10日から実施された。私たち外キ協は、この改悪法がいかに国際人権法から逸脱したものであるのか、その一つ一つを検証し、市民団体や弁護士団体と連携して、日本社会および国際人権機関に訴えていく。とくに国会に対しては、難民保護法の制定と、入管収容制度を抜本的に改善する法改正を求めていく。それと並行して、2024年10月に3年プロジェクトとして起ち上げた「難民・移民なかまのいのち協働基金」に、祈りと思いを合わせて注力する。

(2) さらに2024年には、①「技能実習制度」を廃止して新たな「育成就労制度」へ移行する法案、②永住資格取り消し項目を拡大する法案、③在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードとの一体化法案が出され、国会で可決・成立した。①と②の改悪法は3年以内、③の改悪法は2年以内に実施されるが、特に②の「永住資格取り消し法」に対しては、国連の人種差別撤廃委員会が日本政府に書簡を送り「廃止または是正措置」を求めた。私たちは今後と

もさまざまなかたちで、国際人権条約に違反する「永住資格取り消し法」の廃止を訴えていく。また「育成就労法」に対しては、外国人を「労働力」としてではなく、「人間」として、「生活者」として受け入れる「人権政策」と「移民政策」への転換を求めていく。

(3) 私たちは上記(1)(2)に取り組むなかにおいて、外国人住民基本法・人種差別撤廃法・難民保護法など、包括的な人権保障制度が基本的かつ必須であることを各教会、日本社会、そして国会に訴えていく。

(4) 私たちは来年2026年1月、「外キ協結成40年」を迎える。それを一つの節目として、第三期「新たな宣教プラットフォーム」への転換をめざし、加盟教派・団体、各地外キ連、外キ協事務局において率直かつ具体的な議論を2025年、1年かけて進めていく。

B. 各プログラムの推進

1. 外国人住民基本法・人種差別撤廃法・難民保護法の制定を求める取り組み

- ◇「2024年国会請願署名」を3月、国会に提出。
- ◇2月下旬、取り扱い団体名入りの「外国人住民基本法の制定を求める2024年国会請願」署名用紙を各地外キ連／各教派・団体に発送し、2025年署名活動を開始する。

◇署名活動は、国会に立法化を迫ると共に、各教会および日本社会に向けて、移民社会を迎えた日本においては 外国人住民の基本的な人権法制度が必要なことを、広く訴えていく。

◇教会の学習会などでは NCC 在日外国人の人権委員会作成のリーフレットや、冊子『からふるな仲間たち①②③④⑤』（1冊 100円）、移住連『移民社会 20 の提案』などを活用すると共に、在日コリアン・移民・難民に関する映像資料を共有していく。

◇今年も「外国人住民基本法の制定を求める全国リレー集会 2025」を8~11月、昨年と同様、各地外キ連あるいは各教派・団体の関係委員会の主催で実施する。規模を問わず、対面集会／オンライン集会／ハイブリット集会を準備する。

2. 「難民いのち協働基金」の取り組み

◇認定率1~3%という過酷な難民認定制度のもと2回、3回と申請を繰り返せざるをえない難民申請者や仮放免者、在留資格を失ったものの日本で子どもが生まれ日本に生活基盤をもつ「帰るに帰れない」未登録外国人。その過酷な現実に対して、私たちは、一人でも多くの「共に生きる仲間たち」に、祈りと思いを届けていくために、2024年10月から第二次の3年プロジェクトとして、「難民・移民なかまのいのち協働基金」を始めた。

◇「難民いのち協働基金」の1年目の目標は、進学や健康などで窮地に陥っている難民申請者・仮放免者・未登録外国人の子どもたちに対して、支援金「一人3万円」を渡す具体的支援によって、金額が少なくとも、現状をわずかでも良い方向へと向かわせること。それは、「あなたのことを決して忘れていない」という市民社会からのメッセージとなること。そして「支援者」対「支援を受ける人」という関係を超えて、教会や市民が「難民・移民と共に生きるオンライン入門講座」などを通して難民申請者らの現状を理解していき、教会および市民が自分たちにできることを考えていくこと。

◇2年目、3年目からは、教会やキリスト者が相談活動や入管・市役所・病院・学校への同行支援などができるようにしていきたい。

3. 「永住取り消し法の廃止」の取り組み

◇2024年、政府は前年に続いて入管難民法の改悪

案を国会に提出。とりわけ「永住取り消し法案」に対しては、私たち外キ協や、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）など市民団体、日本弁護士連合会など各地弁護士会、韓国民団や横浜華僑総会など民族団体が反対声明を出し、抗議行動を起こした。また、在日大韓基督教会をはじめ、外キ協加盟の各教派・団体が相次いで抗議声明を出した。各教派・団体とも、多くの外国籍信徒・教役者を迎えており、「永住取り消し」は座視できないものとしてあったからである。

◇ところが、こうした外国人住民および市民社会の意思をまったく無視して、この法案は6月14日、国会で成立してしまった。実施は3年以内(2027年6月)となっている。

◇しかし、国連の人種差別撤廃委員会は6月25日、日本政府に緊急書簡を送り、法案の見直しと是正措置を求めた。すなわち「永住取り消し法」は、日本が加盟している人種差別撤廃条約や自由権規約に違反しているものであり、この3年間で抜本的な見直し（廃止）が必要なのである。

◇永住取り消しに危機感を抱いた永住者の日本生まれの青年たち（移民二世）は、ガイドラインの明確化を求めてネット署名を始めた。私たちは、その「永住許可有志の会」の青年グループや、移住連、弁護士会などと連携して国会ロビイングをおこなう。

◇改悪法成立から1年となる今年6月、各地の外国人住民（とくに永住者とその家族）の声をつないで「永住取り消し法の廃止」全国キャンペーンを実施していく。

4. 「技能実習・育成就労制度」に対する取り組み

◇「少子高齢化」が急速に進む日本社会において、在日外国人の数は「コロナ後」急増している。3カ月以上の在留期間をもって日本で暮らす外国人住民の数は、2023年末から2024年6月までの半年間で17万7,964人（5.2%）増加し、358万8,956人となった。その出身国数も196となり、ほぼ全世界の国々から人びとが就労、留学、結婚などで日本に来て、暮らしていることになる。すなわち21世紀日本は、確実に「移民社会」「多民族・多文化社会」に向かっている。

◇2024年国会で「育成就労法」が成立したが、私たちは、基本的な人権法制度（外国人住民基本法・人種差別撤廃法・難民保護法の制定）なしの“開

国論”＝外国人労働力導入論に反対し、市民団体・弁護士団体・労組と連携して、すべての外国人住民に就職・転職の自由、家族結合権など普遍的権利を保障する移民政策・人権政策へ転換することを求めていく。

5. ヘイトスピーチ・ヘイトクライムに対峙し、人種差別撤廃法を求める取り組み

- ◇今もって、在日コリアンや難民申請者など社会的マイノリティを標的とするヘイトスピーチがインターネット上で跋扈している。特にここ1～2年は、クルド人が集住する埼玉県川口市・蕨市などでヘイトデモが頻発し、クルド人排斥の悪辣なデマがネット上に氾濫している。
- ◇私たちは「ヘイトスピーチNO!」「ヘイトクライムを許さない!」という声を日本社会に向けて、各教会に向けて発信していく。今年日本が人種差別撤廃条約に加入してから30年になるが、日本政府はこの30年間、人種差別撤廃委員会の勧告をことごとく無視し続けてきた。私たちは、2024年総選挙後の与野党伯仲のなか、外国人人人権法連絡会と連携して「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」に対して議員立法化を働きかける。
- ◇今年6月、外国人人人権法連絡会はブックレット『人種差別撤廃法モデル案と逐条解説』を発行する。それをテキストとして、各地外キ連／各教派・団体関係委員会で学習会を実施していく。

6. 自治体要請の取り組み

- ◇外キ協ではコロナ前、各地の外キ連と共に、札幌市、川崎市、横浜市、京都市、大阪市、東大阪市、神戸市、広島市と自治体交渉を断続的にこなってきたが、コロナ・パンデミックで中断されてしまった。今年から自治体要請行動を再開する。
- ◇おもな要請項目としては――
 - 【地方議会に対して】 「外国人基本法の策定を求める意見書」を決議して政府に送ってください。
 - 【知事・市長らに対して】 川崎市条例をモデルとする、ヘイトスピーチを禁止する人権条例を制定してください。
 - 【自治体行政に対して】 ①高齢者などで在留期間更新が遅れたため、入管局の通知によりその外国人の住民票を削除する際、うっかり失念している場合もあると思われるので、削除する前に居住実態を調査してください。

- ②2024年の入管法改定によって永住資格の取り消し事由の一つに「公租公課の未納」が定められましたが、外国人住民の地方税や社会保険料の未納に対しては、その外国人が理解できる言語で通知してください。またその外国人が失職や大病で窮地に陥っている場合は、保険料の減免措置などを適用してください。住居地の変更届け出の遅延や、社会保険料未納について入管局に通報するのではなく、外国人住民の「生活権保護」を優先してください。
- ③すべての子どもの教育権を保障するために、外国ルーツの子どもの保護者には多言語による入学案内を出してください。また不登校の児童・生徒の調査においては、外国籍の子どももその調査対象としてください。朝鮮学校やブラジル人学校など外国人学校の保護者の経費負担を支援してください。日本語を母語としない子どもへの日本語教育態勢を充実させてください。外国にルーツをもつ子どもの母語（継承語）教育を保障する制度を整えてください。
- ④外国籍地方公務員、とくに一般事務職の採用を進めると共に、任用制限を撤廃してください。また、外国籍住民の公立学校教諭の採用を広げてください。
- ⑤住民登録のない外国人住民（未登録外国人）に対して、総務省通知に基づく住民サービスをおこなってください。また、在留資格がないというだけで安易に入管局に通報することをやめてください。
- ⑥医療、保健など専門用語を必要とする外国人住民のための通訳派遣制度を設けてください。

7. 情報発信

- ①『外キ協ニュース』を3カ月ごとに発行し、会員（名刺広告を出してくれた賛同会員）に郵送する。
- ②在日コリアン・移民・難民に関する最新情報、集会情報などをまとめた『外キ協メール便』を毎月、外キ協関係者およびこれまでのオンライン講座参加者にEメールで発信する。
- ③2023年秋にホームページをリニューアルしたが、「外キ協40年の足跡」をアーカイブとして記録していく。

8. 第三期外キ協に向けて

- ◇来年2026年1月開催の第40回全国協議会・

全国集会をもって第三期外キ協を開始する。そのために、この1年間をかけて、外キ協運動40年間の到達点を確認し、新たな組織体制を整える。今年1月の全国協議会の話し合いを起点に、5月に次世代チーム会議、10月に全国運営委員会をオンラインで開催し、「第三期外キ協」構想案をまとめていく。

C. 共同の取り組み

◇これまで外キ協は、他の教会関係ネットワークや市民団体ネットワークの構成団体となり、また理事あるいは運営委員、事務局員を派遣してきた。そのことは、外キ協が「外国人の人権に関わる教会ネットワーク」として、それぞれの領域・分野の最前線に立つ各団体と連携し協働していくことは必須であり、今年も継続していく。

(1) 「マイノリティ宣教センター」(CMIM)

2015年に東京で開催された第3回マイノリティ宣教国際会議のフォローアップとして2017年4月、日本および海外の諸教会が参加して、CMIMが設立された。その活動は、マイノリティひとり一人の尊厳と人権を守り人種差別とたたかう／和解と平和のスピリチュアリティ開発／日本教会・海外教会への情報発信。またCMIM／外キ協／NCC在日外国人の人権委員会の共同作業として「からふるカフェ」を開催。各回、カフェに招いたゲスト4人のマイストーリーを、みなみ・ななみさんに漫画に描いてもらい、簡単な解説を加えて、小冊子『からふるな仲間たち——外国にルーツを持つ人々とともに』を第五集まで発行したが、今夏、第六集を発行する(B5判・20ページ／頒価100円)。この冊子は、キリスト教中学・高校の人権教育や日曜学校の教材として活用されることをめざす。

(2) 「移住者と連帯する全国ネットワーク」

全国各地で移民・難民の人権問題に取り組む市民団体・教会関係団体・労組、弁護士・研究者・市民が結集して1997年に結成。現在、118の宗教団体・市民団体・労組・弁護士団体、個人会員621人の文字通りの全国ネットワーク。今年6月21～22日、群馬県高崎市で全国フォーラムを開催。

(3) 「外国人権法連絡会」

2004年10月の日本弁護士連合会の人権擁護大会シンポジウムに参加した弁護士、人権NGO、教会関係団体、研究者が中心になって、2005年12

月に結成。毎年、『外国人・民族的マイノリティ人権白書』を編集・発行すると共に、「外国人権基本法」「人種差別撤廃法」の立法化に向けて国会ロビイングをおこなう。今年は、弁護士を中心にまとめた「人種差別撤廃法モデル案」を、野党を中心とする「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」に提案して議員立法化を求めると共に、ブックレット『人種差別撤廃法モデル案とその解説』を6月に発行。

(4) 「人種差別撤廃NGOネットワーク」

2006年1月、国連人権委員会に提出された「現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者」ドゥドゥ・ディエンさんの日本報告書を活かすべく、アイヌ協会、部落解放同盟、移住連、外キ協など人権NGOが結集して結成。人種差別撤廃委員会や自由権規約委員会の日本審査に向けてNGO共同レポートを作成すると共に、各委員会から出された是正勧告を履行するよう、政府関係省庁に働きかけている。

(5) 「日韓和解と平和プラットフォーム」

韓国大法院の元徴用工賠償判決(2018年10月)、これに対する日本政府による経済報復措置によって、日韓の対立関係が深まるなか、韓国NCCからの呼びかけで「日韓和解と平和プラットフォーム」を2020年7月に結成。韓国側が14の宗教団体・市民団体、日本側は13の宗教団体・市民団体の代表者による運営委員によって構成され、毎年、「8・15日韓市民社会の共同声明」を発表すると共に、2022年、23年、24年と「日韓ユース平和フォーラム」を開催し、日本から多くの教会青年が参加。2024年12月3日夜からの韓国市民社会のたたかいに対して、日本運営委員会として12月5日「尹錫悦政権の「戒厳令」措置の暴挙に抗議する韓国市民への緊急連帯声明」を出す。また今年、日本敗戦・韓国光復80年と日韓条約60年を迎えてリーフレット、オンラインセミナー、日韓市民団体・宗教団体の共同宣言を準備中。

(6) 「福島移住女性支援ネットワーク」(EIWAN)

2011年東日本大震災の翌年、福島県の外国人被災者、とくに移住女性とその子どもたちに対する支援活動を始める。今年は3月29日、須賀川市で県内三つの継承語教室の合同文化祭「子ども多文化フォーラム」、7月5～6日、猪苗代湖で県内五つの子ども日本語教室が集まって「多文化キッズキャンプ」を開催。